

## 九州地区国立大学九重共同研修所利用細則

平成16年度九大細則第1号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成26年 3月31日  
(平成25年度九大細則第21号)

第1条 九州地区国立大学九重共同研修所規則（平成16年度九大規則第62号。以下「規則」という。）の実施については、別に定めるものを除くほか、この細則に定めるところによる。

第2条 規則第7条第1項に規定する「団体」とは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 原則として5人以上であること。
- (2) 研修計画を有し、かつ、明確な責任者を有すること。

第3条 九州地区国立大学九重共同研修所（以下「共同研修所」という。）の休業日は、所長が別に定める。

第4条 共同研修所の利用期間は、原則として1泊2日以上4泊5日以内とする。

第5条 利用者は、あらかじめ所定の利用申込書を利用開始予定日の2月前から15日前までに九州大学学務部学生支援課に提出し、所長の許可を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の許可を与えたときは、利用者に所定の利用許可書を送付するものとする。
- 3 利用者は、利用の期間及び人員に変更を生じたときは、利用開始予定日の15日前までに文書をもって九州大学学務部学生支援課に申し出て、所長の許可を受けなければならない。

第6条 共同研修所の利用心得は、別に定める。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大細則第1号）

この細則は、平成24年6月18日から施行する。

附 則（平成24年度九大細則第22号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大細則第21号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。